第六号様式 (第百六条関係)

(その１)

放射性物質等運送届

年　　月　　日

管区海上保安部長　殿

船長の氏名

危険物船舶運送及び貯蔵規則 第106 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

船種及び船名		船舶番号又は船舶検査済票の番号	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名			
荷送人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名			
船籍港又は定係港		総トン数又は船舶の長さ	
放射性物質等の品名及び数量(注 1)		放射性輸送物の種類及び数量	
放射性物質等の積載場所		その他の積載貨物の品名及び数量	
発航地		船積予定日時及び発航予定日時	
到達地		入港予定日時及び陸揚予定日時	
寄港地		入出港予定日時及び荷役予定日時	
主な通過地点及び通過予定日時			

(その 2)

運送中の保安対策	
運送責任者の氏名 （注２）	
見張人の氏名 （注３）	
放射性物質等の盗取等による災害を防止するための措置(注２)	
海上保安官署との連絡体制	
その他の運送中の保安対策	

（注） 1 第 96 条の告示で定める放射性物質等を運送する場合には、当該放射性物質等の種類ごとの数量についても記載すること用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番 とすること。

2 第 96 条の告示で定める放射性物質等以外の物質を運送する場合は、記載を要しない。

3 第 96 条の告示で定める放射性物質等以外の物質を運送する場合であつて、見張人を配置しないときは、記載を要しない。

4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。